

福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

新旧対照表

福岡県屋外広告物条例施行規則（平成十四年福岡県条例第五十五号）	
改 正 案	現 行
（許可の申請） 第二条（略） 2 前項の許可申請書には、次に掲げる図書等を添付しなければならない。 一 三 （略） 四 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物に広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証する書面又はその写し 五 （略） 3 知事は、必要と認めるときは、第一項の屋外広告物許可申請書の記載内容及び前項各号に掲げる図書等の一部を省略させることができる。	（許可の申請） 第一条（略） 2 前項の許可申請書には、次に掲げる図書等を添付しなければならない。 一 三 （略） 四 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物に広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証する書面又はその写し 五 （略） 3 知事は、必要と認めるときは、第一項の屋外広告物申請書の記載内容及び前項各号に掲げる図書等の一部を省略させることができる。